

# 資料 1

在留カード等に係る  
氏名の表記について  
(法務省提供資料)

## 在留カード等の氏名の漢字の取扱いについて(案)

### 在留カード等の氏名表記に関する一般原則

在留カード等(特別永住者証明書を含む。以下同じ。)の氏名については、**原則としてアルファベットで表記**することとしている。

(参考)平成21年6月30日参議院総務委員会

○磯崎陽輔委員

在留カードと同じように取り扱うということでもありますけれども、今言ったように漢字表記ということもあり得るのではないかと、あった方がいいのではないかと私は思うんですが、法務省の方はいかがお考えですか。

○高宅茂政府参考人(法務省大臣官房審議官(当時))

これら漢字圏の方々の氏名をどのように記録するか、あるいは在留カードにどのように記載していくかにつきましては、今申し上げましたアルファベットの記載が原則であるとは考えておりますが、委員御指摘の点も踏まえつつ、総務省と協力して検討したいと考えております。

### 漢字圏の外国人の氏名表記に関する市区町村等の意見

漢字圏の外国人の氏名表記に関しては、上記国会審議のほか、市区町村や外国人有識者から**漢字表記への一定の配慮を求める意見**が出てきている。

(参考)入管法等改正法説明会における市区町村の意見等(例)

○平成21年4月8日 静岡県浜松市での説明会

今まで外国人登録に際し、漢字で氏名表記をしていた者が、今後、英字表記となることで支障が生じるのではないかと。

○平成21年5月26日 東京都港区での説明会

在留カードはローマ字のみを使用すると聞いており、様々な問題が生じるのではないかと。

(参考)外国人台帳制度に関する懇談会(平成20年6月16日)における外国人有識者の意見

○段躍中氏(日中交流研究所所長・日本僑報社編集長)

少なくとも中国人は漢字の氏名が望ましい。漢字表記にアルファベットを併記できれば理想。

○李洙任氏(龍谷大学経営学部教授)

最近の韓国人に限って言えば、漢字名を持っていない人もおり、原則アルファベットでもよいのではないかと。

中国人については、旅券どおりにアルファベットと中国人の漢字を書かないと違和感があるし、その方が正確ではないかと。

## 在留カード等の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 1 アルファベットの氏名表記を原則としつつ、新制度における市区町村との連携を考慮し、併せて、漢字氏名を入管DBで扱うこととし、在留カード等に記載（原則としてアルファベットとの併記）できることとする。
- 2 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記とし、正字で記載する。）された場合、アルファベットと同様に入管法上の氏名として扱う。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合も変更届出の義務が生じる。
- 3 市区町村や地方入管局の窓口等で1及び2の外国人への周知徹底を図っていく。

在留カード(例)  
ZHANG YULIAN  
張玉蓮



英字

漢字(正字)

} 併記

## 各論1 漢字圏の外国人の氏名の在留カード等への記載方法 ①

### ケース1: 旅券を有しないなどアルファベット氏名の取得が困難な者等(本邦出生者等)

#### ○ 漢字氏名のみを表記

- ・ 有効な旅券を所持しない者については、本国大使館で旅券の発給申請をして貰うよう指導するのが大原則。
- ・ 他方、特別永住者・永住者であって本邦で出生した者や、あるいは朝鮮籍の者など、種々の理由により有効な旅券を提示しない(又は出来ない)者が公的機関の発行した疎明資料(漢字氏名が表記されている資料)を提示する等した場合は、漢字のみで在留カード等に表記することとなる。

### ケース2: 特別永住者(旅券あり)

#### ○ アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ 有効な旅券を所持する以上、特別永住者であっても、旅券に記載されたとおりのアルファベット表記は必要。
- ・ ケース2については、アルファベット表記を維持した上で、漢字を併記できることとする。

## 各論1 漢字圏の外国人の氏名の在留カード等への記載方法 ②

### ケース3: 旅券を有する中国人及び台湾人(特別永住者を除く。)

#### ○ アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ ケース2と同様, 有効な旅券を所持するのであれば, 旅券に記載されたとおりのアルファベット表記は必要。
- ・ ケース3についても, ケース2と同様, アルファベット表記を維持した上で, 漢字を併記できることとする。
- ・ ただし, 空港等での在留カード発行において漢字氏名を扱うことについては, 当面見送りとする。

(各論3を参照)

### ケース4: 旅券を有する韓国人(特別永住者を除く。)

#### ○ 原則として, アルファベット氏名のみ表記

- ・ 中国旅券又は台湾旅券と異なり, 韓国旅券には氏名の漢字表記がないことから, 漢字表記のためには, 旅券とは別途, 漢字氏名を疎明する公的資料の持参を求めることとなり, 旅券を有する中国人及び台湾人と比べ, 過度の負担を生じさせることとなる。

#### ○ 韓国人が, 在留カードの交付を伴う申請等において公的機関の発行した疎明資料を提示し, 漢字表記を希望した場合には, アルファベット氏名と漢字氏名を併記

- ・ 特別永住者の家族の一部がニューカマーの韓国人である場合等, 漢字併記を希望するケースが想定される。

## 各論2 簡体字等の取扱いについて

### 基本方針

- ・ 在留カード等の券面には、簡体字等(中国簡体字, 台湾繁体字等であって日本の正字でないものをいう。)を扱わないこととする。
- ・ 簡体字等をOCR等により取得して入管DBに取り込むと同時に、正字へ変換して在留カード等の券面に記載する。

### 背景

- 市区町村における簡体字等の利用等に関するアンケート調査(H21.10)  
市区町村の国民健康保険, 国民年金等の各システムにおいて, 漢字氏名をどのように扱っているかについてアンケート調査を行ったところ, 外国人登録者数が多い市区町村を中心に, 新制度では正字を扱う方向としてほしい旨の要望が最も多数を占めた。
  - 市区町村の業務(住民票, 国民健康保険, 国民年金等の各種システム)で今後利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要がある。
- ※ 外国人登録事務協議会全国連合会においても同様の要望があるものと承知

## 各論3 空港等で在留カードを発行する場合の課題

### 課題

#### ○ 次の論点が空港等の審査待ち時間等に影響を及ぼす可能性

- ・ 簡体字等の取得及び正字への変換について、技術的観点から、空港等における即時発行に耐え得る程度の精度が確保できるかどうか
- ・ 仮に、簡体字等に対応する正字がなく類字候補を呼び出して処理することとなった場合、外国人の希望を聴くなどのプロセスが必要となるのではないか
- ・ 観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)  
第3 観光立国の実現に際し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  
3 国際観光の振興  
(一)外国人観光旅客の来訪の促進  
④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善 等  
(出入国手続の迅速化・円滑化)  
観光立国の推進に資するため、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。

### 当面の方針

- ・ 制度施行と同時に空港等で即時的に漢字情報を処理するプロセスを導入するのは見送り、空港等においては、当面はアルファベット表記のみで在留カードを発行する。
- ・ 地方入国管理局(空港等を除く。)で在留カード等を発行する際の漢字情報を処理するプロセスを先行して導入した上で、①簡体字等取得や正字への変換の精度、②仮に類字処理とした場合、同処理の対象となる外国人が実際どの程度いるか、などを十分検証の上、空港等での導入の可否を改めて決定する。

# (参考)外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 ＜評価の結果及び勧告＞

## 政策評価について

### 調査実施機関及び実施時期

総務省行政評価局

平成19年8月から平成21年3月まで

### 調査対象機関

総務省, 法務省, 外務省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省

### 評価の対象

「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」及び「国際観光の振興」を目的とした施策を中心に関係6省が取り組んでいる「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策を対象

## 政策評価結果について

### (法務省関連)

### 施策の目標等

外国人の入国審査について, 入国審査官の機動的配置等の実施により, 全空港での最長審査待ち時間を20分以下

### 評価結果

最長審査待ち時間は, 平成20年8月以降, 外国人旅行者数の減少等により短縮傾向にあるものの, 20年において目標(20分以下)を達成した月の割合は, 中部空港25%, 成田空港17%, 羽田空港0%, 関西空港0%

### 勧告要旨

- 入国審査官の配置等について更に検証し, 一層機動的に運用
- 出入国記録カードの適切な記載について, 航空会社に対し一層の協力依頼



(参考)簡体字等の取扱いについて

簡体字等から正字への変換(基本イメージ)

(例) 张 玉莲  $\xrightarrow[\text{张} \rightarrow \text{張} \quad \text{莲} \rightarrow \text{蓮}]{\text{正字へ変換}}$  張 玉蓮

簡体字等から正字への変換(正字が複数ある場合)

(例) 李 艺  $\xrightarrow[\text{艺} \rightarrow \text{芸} \quad \text{藝}]{\text{正字へ変換}}$  李 芸  
李 藝

中国の文字

(※)「芸」「藝」どちらも正字である。

・正字が複数ある場合における変換の原則(常用漢字を優先するなど)を設ける。

・一方で、住民票が先行して作成されている際には同記載に依るなどの柔軟な対応を行う。

簡体字等から正字への変換(正字が存在しない場合)

(例) 李 兵  $\xrightarrow[\text{兵} \rightarrow \text{兵} \quad \text{丘}]{\text{類字候補を呼び出す}}$  李 兵  
李 丘

中国, 台湾の文字  
(対応する正字なし)

(※)「兵」「丘」は「兵」に対応する正字ではない。

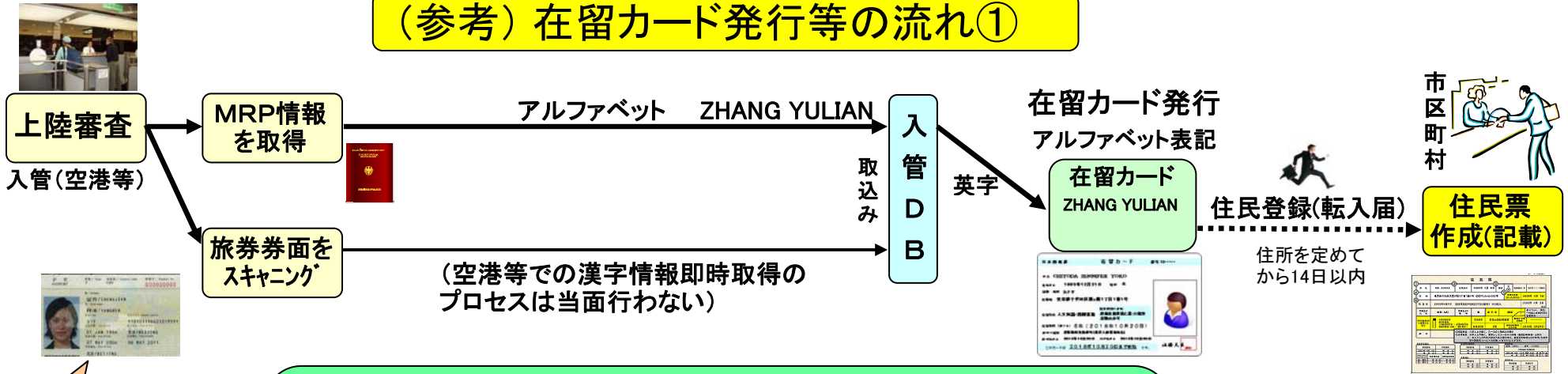
・正字が存在しない場合には、類字候補から外国人の希望をも踏まえ決定する取扱を検討(注)

・住民票が先行して作成されている際には同記載に依るなどの柔軟な対応を行う。

(注)類字処理の実施の可否及び方法については、今後、総務省・市区町村の意見等を踏まえることとしている。

# (参考) 在留カード発行等の流れ①

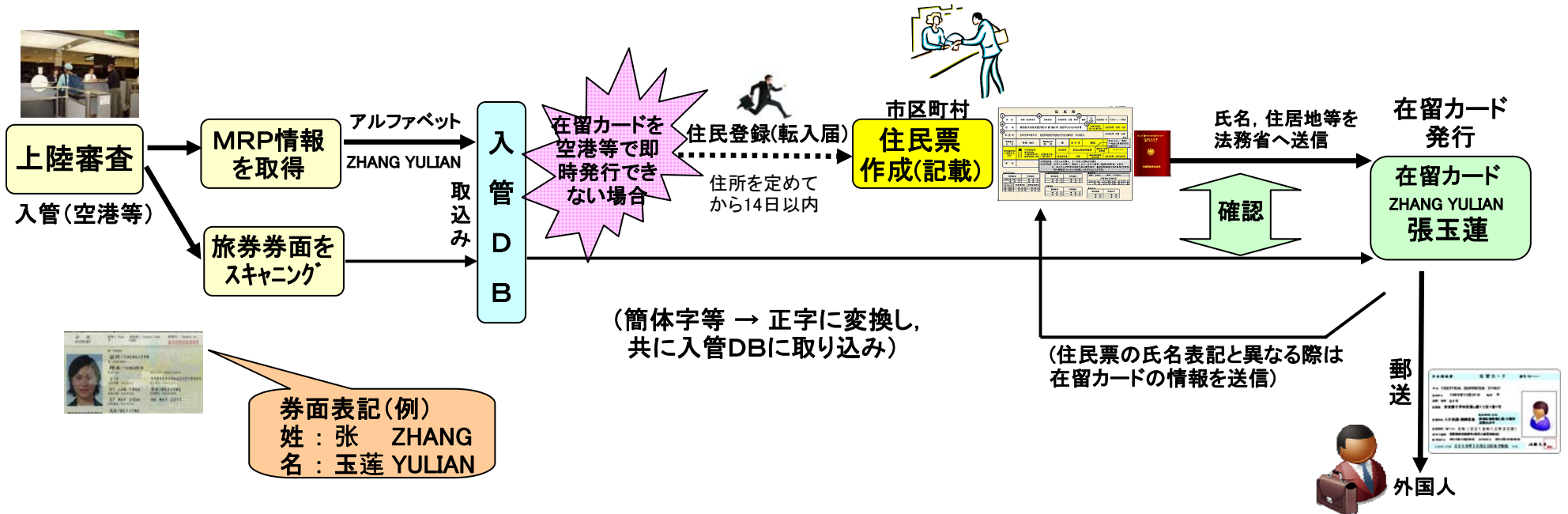
(当面の運用①の流れ)



券面表記(例)  
姓：张 ZHANG  
名：玉莲 YULIAN

○課題  
上陸審査において、在留審査等と同様の漢字情報即時取得のプロセス(次葉参照)を導入するのが理想であるが、空港等での漢字情報即時取得のプロセスを導入するためには、上陸審査待ち時間への影響を十分に検証する必要があることから、制度施行と同時の空港等における当該プロセスの導入は見送ることとした上で、当面「運用①」による運用とし、制度施行後の在留審査等における当該プロセスの運用を検証した上で空港等での導入を決定していきたい。

(当面の運用②の流れ)



券面表記(例)  
姓：张 ZHANG  
名：玉莲 YULIAN



## (参考) 在留カード発行等の流れ②

